

大蔵委員会専売事業に関する小委員会議録第五号

昭和三十三年九月五日(木曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

小委員長 内藤 友明君

大平 正芳君 加藤 高藏君

有馬 輝武君 石村 英雄君

井手 以誠君 神田 大作君

小委員外の出席者

議員 川野 芳満君

議員 志賀健次郎君

議員 高橋 頼一君

議員 中馬 辰猪君

議員 森山 欽司君

議員 山下 春江君

議員 小沼 亨君

総理事務官(公正取引委員事務局局長) 小沼 亨君

大蔵事務官(大蔵省日本専売公署監理官) 村上孝太郎君

農林事務官(農林経済局肥料課長) 和田 正明君

日本専売公署 松隈 秀雄君

日本専売公署 舟山 正吉君

日本専売公署 西山 祥二君

日本専売公署 榎園 光雄君

日本専売公署 榎園 文也君

専門員 榎園 文也君

本日の会議に付した案件

たばこ耕作組合法案(竹山祐太郎君外三十五名提出、衆法第三四号)

○内閣小委員長 これより会議を開きます。

たばこ耕作組合法案を議題として審議を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。井手以誠君。

○井手小委員 公正取引委員会の方に尋ねたいです。きのうお見えになっておりましたけれども、あとでお帰りになつたようでございますので、当小委員会の質疑の内容を御承知ないかもしませんが、昨日、私は専売公社の生産部長に対して、次のような質問をいたしました。尿素化成の価格協定について、どういふふうなことをやつたか、熊本県の事例をあげ、従来のいきさつを述べて聞いたのであります。その際生産部長は、従来たばこ耕作中央会が業者をまとめて価格を協定したことがあつた、全部とはおっしゃいませんでしたが、まとめて協定したことがあつたという御答弁がはつきりあつたのであります。もちろん私は、どういふいきさつからか存じませんが、れども、ともかくも独禁法の適用除外の法律に——第二十九番目か何番目か、その数字は今明らかにはいたしませんけれども、確かにたばこ専売法の第二十五条に規定するたばこ耕作団体が独禁法の適用除外になつておること、私は承知いたしておりました。しかし適用除外になつても、まとめて価格を協定することは、業者間の取引になり協定になると私は信ずるのであります。それであれば、中央会では適用除外になつても、業者間の協定といふことになれば、これは明らかに独禁法の規定に抵触すると私は存ずるのであります。その点について、この

業者間の価格協定が適法なりや違法なりや、これを公正取引委員会に承わりたいのであります。

○内閣小委員長 その問題につきまして、西山生産部長から発言を求められておりますので……

○井手小委員 それはあとでなすつてけつこうです。私は、きのうの意見に基いて公正取引委員会の意見を聞いておきます。

○内閣小委員長 きんの発言を求められたけれども、委員長は、あすその機会を与えますという約束をいたしておりましたので、その発言を許しますから……

○西山説明員 昨日、井手先生の尿素化成についてのお尋ねにつきまして、私の答弁の不備並びに記憶の不正確のために、あるいは多少の誤解を招いたのではないかと考えます。事実、私はその当時在勤いたしておりましたので、その間の事情も十分明らかでございます。その間の担当をいたしましては、たばこ耕作組合の中央会でございますので、中央会の担当者より実情についてあらためて御聴取をいただきますれば、まことに幸いであると存じます。

○井手小委員 ただいまの分については、了承いたしました。いずれにいたしましても、この法律案を審議する上には、中央会の適当な役員の方、あるいは農協の適当な役員の方を参考人としてぜひ呼んでもらいたいと存じておりますので、その機会にお尋ねをいたしますが、今お話しのように、生産部

長の話によると、当時自分は、責任者ではなかつたということでございますが、きのうの言明によりまして、まとめて業者間の協定があつた、こういうことになれば、これは問題だと考へておりますので、この際公正取引委員会の所信を承わつておきたいと思ひます。

○小沼説明員 ただいま御質問のありました、まとめて云々という事実関係がどうもはつきりいたしませんので、ここで、そういった業者の明らかな協定があつたということになりますと、これは問題だと思ひますが、前に本席でございましたと思いますが、御質問がありまして、私の方の委員会では違反事件としての立件でなしに、一般的な実情調査をいたしたわけでございまして、それによりまして、一応中央会で各県の連合会の希望数量をまとめられ、それをメーカーに発注いたします。か、値段、数量等をそれぞれメーカーの方と折衝されて、中央会が購入見積り価格をきめられたのであります。その際に、一括メーカーの間で協定をして、中央会と折衝をしたという事実はないようでございまして、一応各メーカーと中央会でそれぞれ個々折衝をされて、その結果、一番古い値段の少しも低いところで購入予定価格を作られた、そういうように、われわれの調査では今のところなつておるわけでございまして、そういうことでございまして、一応独禁法上の協定価格といふ問題はなないのじやないか。これはまあ事実関係が變つてくれれば別でござい

ますが、一応われわれの調査では、そういうことになつております。

○井手小委員 私は、そういう御答弁を承わつてもいけません。きのうの生産部長の御答弁によれば、まとめて協定をした。それであれば、業者間の協定になるから、独禁法の違反ではないか。その業者間の協定は違法かどうかというのをあなたに承わつておるのであります。あなたの方の今までの調査を承わるとか、あるいは当局側に立つような御答弁を聞こうと私は思つておりません。そういう業者間の協定は違法かどうかという、その一点だけであります。

○小沼説明員 事実関係がはつきり、そういう業者間に協定がありまして、その協定をもとにして折衝したといふことになれば、あるいは独禁法上の一種の価格協定といふような問題になつてくるかと思ひますが、これはどこまでも仮定の問題で、そういう仮定があればそういうことになつて参ります。

○井手小委員 回りくどい御答弁でなく、業者間の協定は違法かどうか、これを聞いておるのであります。

○小沼説明員 協定があれば、違反であります。

○井手小委員 それでよろしうございませう。私はきのう、共同購入される肥料の価格が、たばこ中央会の取扱いのものが割高であるといふことを、数字をあげてお尋ねいたしましたのであります。さらにいろいろ調べて参りますと、生産部長が特に強調されている尿

素化成の肥料価格、この価格が五百九十二円というのはイ号の一号だと思ひますが、これは着払いで渡しではないかと思ふ。いよいよタバコ耕作農家に渡るときには、いろいろな手数料なりその他のものが加算されて、六百二、三十円で配給されておるのが普通のように承わっておるのであります。しかしその手数料なりあるいは運賃なり倉敷料なりといったものは別にいたしまして、着払いで渡しは五百九十二円、これは適正な価格である、割安の価格である、こういうことを何回も仰せになっておりますが、私の調べたところによりますと、これを農協が扱いますれば、メーカーから農協が買つて着払いで渡しにいたしますれば、四十七円安の五百四十五円で葉タバコ耕作農民に配給できるということを申しておるのであります。そうなりますと、きのう私は原案の第七条に関連してお尋ねいたしました、何も独禁法の適用を除外してまで、農協の取扱い額よりも高いたばこ中央会の素化成を扱わなければならぬという理由はないと私は考えるのであります。高い肥料を扱わせるために独禁法の適用を除外し、そして配給させようとする、その意味が、そこで根柢からくずれると私は思ふ。ほかの農協とか、その他の扱いよりも安く安く——うんとというよりも、割安で配給できるように独禁法の適用を除外しようというお気持ちであれば、それは、私も了解をいたします。これは、提案者の森山さんも、一つお聞きを願ひたいと思ふ。ほかの方では安く、たばこ耕作組合の方ではほかのものより高くなつておる。最近素化成はだいたい生産量がふえて

参つたようであります。タバコの肥料としては、年間五万トン近くあればいいように承わっておりますが、今日の生産高は、十万トンをこえておると思ふのであります。昨日も申しました熊本県の問題、十一万トンも生産しておる今日の状態では、何もそう販売区域が違ふからといって、配給に重大な支障を来たすとは私は考えていないのであります。こういう事実を基礎にして私は申し上げておるのであります。それにもかかわらず、なお第七条の規定が必要である、第八條の事業の中に、肥料その他の資材の共同購入が一番大きな問題である、またそのことが独禁法の適用を除外する大きな根柢であると申し上げました。それが、それでもなおやはり必要であるとお考えになりますか。

○榎田説明員 ただいまの御質問に対しては、お答えしたいと思ひますが、本法改正法案が第七條を挿入いたしました理由といたしましては、昨日もお話し申し上げました通り、タバコの耕作組合の実態は、農民の小さい規模の集まりである協同組合の組織体であるのだ、だから、協同組合が大規模の事業者と相対して仕事を進めていくという場合に、さような小さい事業者を保護する必要があるのだ、しかもそういう場合におきまして、法の目的としておきまして、安い肥料を共同購入するのだという建前のもとに法律を考へられたのではないか、かように私は考へておるのであります。その場合におきまして、かりにたばこ耕作組合の中に第七條を挿入しない場合におきましては、どういふ結果になるかと申しますと、御承知の通り独禁法第

二十四條におきましては、法律に基いて設立され、左の各号の要件を備える組合の行う正当な行為については、適用しないという法律を設けました、四つの号の要件の中に、議決権が平等であるとか、加入脱退が自由であるとか、あるいは事業分量に応じて行う配当の関係を云々という規定をいろいろ掲げておきまして、かりにたばこ耕作組合の中に第七條の関係を挿入しない場合におきまして、耕作組合に規定したとおり実態が独禁法第二十四條の要件を掲げておきます場合におきましては、当然独禁法第二十四條が発動になりまして、組合の行う正当な行為については適用されないのだというふうな立法の過程になるのじゃないか、そういう法律の適用になるのじゃないかと思つております。その場合におきまして、独禁法を排除する規定の仕方といたしましては、農業協同組合の場合におきまして、通り、いわゆる組合を、独禁法第二十四條の要件を満たしている組合とみなすという規定の仕方と、それから現に塩業組合にございます通り、塩業組合は、独禁法第二十四條の關係において、正当な行為については適用しないというのと、独禁法の關係を適用いたします場合に二通りの規定の方法があるのをごさいます。たばこ耕作組合の場合におきましては、やはり同じ専売法の關係がございますので、塩業組合の方に並びまして、独禁法の排除關係を規定したわけでありまして。だから、法の趣旨といたしまして、井手先生のおっしゃいます通り、安い肥料を個々の農家に配給してやろうというような立法の趣旨でございま

して、現実の問題が、高い肥料を配給しているということと法律の問題とは、おそらくこれは別個に考へておいていいのじゃないか、現実がそういうふうな高い肥料を配給したておりまして仮定いたします場合は、そういう事実がありますならば、できる限り耕作組合の事業の運営、経営自体を改善いたしまして、安い価格になるような方向へ耕作組合自体の運営を指導していくというようにして、法律の建前と同じような考え方に進めていかねばならないのではないかと今考へておるわけでありまして。

○井手小委員 ただいま、法律の建前と現実とは別ではないかというお話があった。しかしこの法律は、たばこ専売法の第二十五條に規定されている耕作者の団体、これではなはだ団体としては弱いので、これを強化して、法人化して、これを強化して、このう、法人化して、こういふのが提案者の趣旨である。そうなりますと、現在やっておりますことが基礎であつて、それをさらに強めて、こういふ法律案でありますならば、現在のやっておりますこと、実態が基礎でなくはならぬと考へるのであります。もし現在の強化していくということになりますと、かりに高い肥料を、この原案にあつた十号でございますか、肥料会社と団体協約を結ぶ。そういういたしますと、もう法人化した団体でありますれば、それに対して組合員はなかなか文句が言えない。今でも一番大きな問題は、肥料あるいは収納価格の問題、鑑定の問題、組合費の問題、組合の内部にはいろいろさういふ問題が多いのであります。特に地方で問題にされ

ておる肥料の価格というものは、高い肥料をたくさんどどん押しつけてくる、この事態を、さらにその団体を強化するといふ場合には、やはりその肥料の価格の問題を十分検討しなくてはならぬのであります。法律は法律だ、実際は實際だ、こういうふうに分けて考へるべきものではないと私は考へておるのであります。私は、きょうはあまり提案者には聞かないことにはしてありますが、森山さん、こういうほかの方はもっと安く配給されようという素化成、こういう場合に、独禁法の適用を除外するということは、あくまでもあなたは必要だとお考えになつておりますか。またもし法人化すれば、耕作組合の取扱いの素化成がうんと安く、なるといふ御信念をあなたはお待ちでございますか。その二点だけをお尋ねしたい。

○森山説明員 第七條の獨禁法適用除外の規定というものの趣旨は、さきに専売公社の生産課長からお話がありました通り、肥料の場合で申すならば、安い肥料を入手することができるようという趣旨であります。そういう趣旨で、この規定は私は必要であると思ふ。ただ現実には、耕作組合の實際の面においてさうでないような面がかりにあつたとするならば、これは仮定でございまして、そういうことは思ひもしないもので、できるだけこれは改善しなければならぬと思つております。しかし現実には、一部にさういふ欠陥があるとしても、これは、法の有無にかかわらず、是正すべきが當然であり、その趣旨は、あくまでも安い肥料が手に入るという趣旨であります。そういう面、運営の面においても是正する、

また法の規定の面においてもこれを規定するというのが妥当な考え方ではなからうかと考えております。

ただ一言つけ加えておきたい点です。すなわち、熊本県の例等でお伺いする事態につきましては、もっと実情を検討してみなければならぬ面があるのじやないかと考えておりますので、その肥料価格の安い安いか、かりに安かったとした場合において、それが全国的にそういうことがでる問題であるかどうか等については、さらに検討してみたいと考えております。

○井手小委員 たくさんありますけれども、これだけで同僚の神田さんにお譲りいたしますが、確安を初め、最近肥料はどんどん増産されておりました、生産コストはずっと下つておるはずであります。ところが、尿素化はなかなか下らない。ごく最近ではありませぬけれども、五月十八日の委員会でも申しましたように、七メーカ一の生産費というものは、四百七、八十円だと私は見ておるのであります。イ号一号でありますか、それが協定された価格では五百九十二円、もちろんその中には、メーカ一の利潤も商社の利益も含まなくてはならぬのであります。これを確安の場合に考えますならば、同じ六貫目俵に仮定いたしますならば、四十数円加えればメーカ一の商社も採算が立つと私は考えておるのであります。そうなりますれば、四百七、八十円に五十円加えても五百二、三十円で配給ができる。少くとも五百五十円以内で農民に配給できるのではないかと考えておるのであります。私はその辺に問題があると思ひます。なおこの点については、次の第八条

の事業の内容について、私は十分検討いたしたいと思つておりますが、きょうのところは第七条までにとどめて、タバコ耕作には非常に関係の深い神田さんにお譲りしたいと思ひます。

○内藤小委員長 神田大君。

○神田(大)小委員 舟山副総裁がおいででございますから、たばこ耕作組合と非常に関連のある価格の問題について、一言質問いたしたいと思ひます。収納価格は、過般専売公社の方から発表になったようでございますけれども、あの発表を見ますと、私が七月十一日の大蔵委員会において、収納価格というものはどういふふうにしてきめるのかという御質問を申し上げましたときのあなたの答弁がここに出ておりますけれども、今度の発表を見ますと、この答弁と違つておるような点が見受けられるのでございます。私が質問したときは、今度の価格は、今までと変らない方式によつて決定すると言つておりながら、今度は、あれに変わった方式を加味されておるようでございますが、それはどういふわけでございますか、御答弁願ひます。

○舟山説明員 葉タバコの収納価格の決定につきましては、いろいろの方式が考えられるのでありますけれども、これができるだけ合理的にしていくということが、私どもの責任であると思ひます。そこで今年度の価格決定の方式につきましては、従来の不合理な部分を除去いたしまして、合理的な方式をとつたわけでございます。

○神田(大)小委員 あなたの言うのは、公社に都合のよい合理的な方法をとつたので、耕作者の価格を適正にするための合理的な方法をとつたわけ

われは見られない。その点は、どういふ観点に立つて合理的な方法をとつたのですか。公社の立場を考へてやつたのか、それとも耕作者の立場を考へてやつたのか、どちらですか。

○舟山説明員 価格決定方式は、世間に公示されまして、世論の批判を受け

るものでありますから、どの点から見ても合理的である、こういう方式をとるべきであると考えております。その見地から、不合理な部分は時に応じて更けて参りたいと思ひます。

○神田(大)小委員 七月十一日の私の質問に対して、従来の方針と変らないというふうな答弁をして、今度は変わったのはどういふわけですか。

○舟山説明員 先般申し上げましたのは、農業パリティの変更を中心として価格を決定していくということでございますが、その基本方針は、變つておらぬと考えております。

○神田(大)小委員 しかし基本方針の中で、私は二日にわたつてこの価格の問題を御質問申し上げた、しかしながらこの質問の中で、今まではパリティ指数に對しまして麦の価格を加えたのでございまして、今度の場合には、これに對しましてカンショ、あるいは蕎麦の価格を加えたようになっております。これは、数字的にも今度の収納価格を低くする非常に大きな作用をなしておるのですが、こういうような大きな変化を、變つておらないという御答弁でありますけれども、これは、私は納得がいかないと思ひますが、その点どうですか。

○舟山説明員 価格決定の方式には、農業パリティを根幹とする方式とか、あるいは葉タバコパリティを根幹とする方式、あるいは生産費を根幹とする方式といろいろございしますが、私どもは、一貫してこの農業パリティを根幹とする方式をとつておるわけでありまして、麦との関係につきましては、去年までその麦との権衡というところを考へておりましたのですが、ことしいろいろ検討の結果、これは農業パリティを採用いたしました当初におきまして、葉タバコの耕作者が麦の耕作者に対して非常に不利である、これを救済する一つのケースであつたのであります。が、もはやその適用の意義がなくなつておるといふことで、今回はそれをやめまして、このほかの調整係数を採用することにいたしましたのでござい

ます。

○神田(大)小委員 そうすると、麦の調整係数を省いて、蕎麦やカンショのよう非常に価格が不安定な、しかも斜陽産業と申しますか、とにかく蕎麦にたしまして、あるいはカンショにたしまして、農作物のうちではだんだんと価格が低下してきておる、そういうものを採用するということは、あなたはどういう理屈をつけようとも、収納価格を安くしようとする意図でもつてやつたとしかわれわれには考えられないのですが、そういうようなお気持ちでもつて、今回こういうような方式をとられたのか。われわれはあのとき、あなたがカンショや蕎麦の係数を加えるというふうなことを言ひましたれば、それに対していろいろと準備をして、その不合理について、事前にあなたたちと話し合ひもし、この相当地な大きな問題に對しまして、農民としても黙つておらないわけでございますけれども、こういうことを発表せずし

て、われわれが何回質問してみしても、前年通りの方法でやります、パリティは今と同じようなことでやりますと云つて、そうして突然収納価格が安くなる要素を持つておる蕎麦やカンショを加えたといふことは、まことにわれわれとして納得のいかない話です。この点、あなたのわれわれに對する答弁と、今回の措置というものは信義に反するとわれわれは思ふのでございまして、その点、どうお考えですか。

○舟山説明員 私は、葉タバコの収納価格の決定につきましては、農業パリティを中心としたしまして、ただ機械的にパリティの変動にスライドするといふことでなくて、その他の主要農産物の価格をも参酌して、そうしてなお葉タバコの需給関係をも考慮するといふことが決定の方針である、こう申し上げております。今回取りました算式につきましては、その大きな方針に沿つておると私は考えております。

○神田(大)小委員 しかし、あなたは私の質問に對して、前年度と同じような方式でやると言つておるのであります。前年度と同じようなことは、去年と變らないといふふうなわれわれは先入感として受けるのです。これは、去年と同じように、いわゆるパリティを基準とし、それに麦の係数を加えるといふふうなわれわれは考へる。それによつてわれわれの方は準備をして、そのすれば、ことは去年の価格よりもパリティ指数が上つておるから、四・六ぐらいは上るなといふようなことをわれわれは考へておつた。ところが、突然それに収納価格を下回るカンショや蕎麦を加えたといふことは、これは収納価格を下回らせよう、安く葉タバコ

を買い上げようとする意図のほかに何ものもないのじゃないですか、その点はずっと答弁して下さい、それは大事なことなんですから。

○舟山説明員 公社といたしましては、今年度葉タバコ収納価格を故意に低くするために、作為的に計算方式を変えたということは全然ございません。

○神田(大)小委員 あなたは、そういうふうな作意的にやった意思はなくとも、実際は去年よりも下回っておる、実際は安い価格になっておる。こういうことを今度われわれが認めるという、あなたの方では、たくさんの方を研究しておるのではありませんか、収納価格を下げようと思えば、いろいろ方式を変え、いろいろ理屈をつけて、今までは二十五年、二十六年を基本線にしておったのを、今度は幾らにするためには三十年度を基本にするとか、いろいろと方式を変えて、学のない農民は幾らでもごまかされてしまう。あなたたちは、この權威ある委員会において、昨年通りに言ったようなこととさても、平然として変更して、しかもこれは合理的なものであるというようになことを言っておるのです。ほんとうに農業パリティを基準とするところの合理的な算出であるならば、どうしてあなたはバック・ペイを考えないのですか。パリティ指数におけるバック・ペイというものは、これは、そのときの指数の上昇によって必ずバック・ペイをやるべきものが農業パリティの基準でございます。それから都市と農村の、いわゆる私が申しましたところの生活の上昇率、あるいは資本

財の変更に、二十五年、二十六年にかけた肥料や、あるいはその他の資材と、今日タバコ耕作のために、農業や、あるいは肥料等においても相当その当時よりも上回った経費がかかっておるわけなんです。そういうような資材の投下率の上昇等をなぞ加味しないのですか。こういうことをすること、農業パリティによるところの合理的な算定なんですか。そういうことをやると収納価格が上がるものだから、それをやらないで、そして藪やカンショのようないわゆる農産物の価格の対比だけをして、そして合理的にやっておるという、そんなばかな話がありますか。舟山副総裁ともあろう者が、ずいぶん学者でもありますが、いろいろそういう点においては研究なさっておるのではありませんか、十分御承知の上でそういう答弁をなさっておるのだらうと思いますが、合理的であるならば、農業パリティの筋を通して合理的な算定をしてもいい。ところが、片方を合理的にやると、収納価格が上がる、片方のいわゆる藪あるいはカンショをやると、収納価格が下がる、そういうのを十分御承知の上で、片方だけのものを入れる、片方の上昇する、収納価格が上がる要素を除いて、しかもこれが合理的であるなんという、そういう答弁はありませんよ、その点どうなんでしょうか。

○舟山説明員 計算方式の詳細をお聞きとりたいだけば、御納得いただけると思うのでありますが、そのバック・ペイ等の問題も御提起になりましたけれども、農業パリティを中心として収納価格を決定するということになっておるのであります、たとえば昨年のご

ときは、葉タバコの収納価格を引き下げたのでありますけれども、パリティの計算通り引き下げたわけではございません。その範囲内において引き下げたというようにもやっておるのではありません。値上げをする場合におきましても、農業パリティというものを中心として考えますけれども、そのほかに、いろいろの合理的な要素を加味いたしまして決定してきておるの、例年の例でございます。なお、計算方式の細目につきましては、生産部長その他から補足して申し上げたいと思っております。

○西山説明員 本年の価格算定につきましては、ただいま副総裁より概略御説明がございましたが、基本的には、従来同様にパリティ方式を採用いたしまして、これに生産費の上から見た収支の面、あるいは耕作事情、輸出事情等を勘案いたしまして、最終的に価格を決定したのであります。しかしながら、パリティ方式によりまして、御承知のごとく、従来と比べて参りましたのは、二十五年、六年の基準価格に對しまして、本年五月のパリティ指数をもつてスライドいたしました価格に對して、若干の調整加算をいたしております。すなわち、昨年まではもっぱら麦の価格との均衡を考へまして、いわゆる対麦均衡と称するもので、これは二十五年、六年と二十七年の麦の収支の差額に見合う程度に、タバコの同年における赤字を補てんするという率を対麦均衡と称しておりますが、この数字一・二%を加算いたしますのと、さらに当年の麦価格決定の際に、裸、大麦の小麦に對する価格、いわゆる小麦価格比と称するものを加算いたして参つたの

でありまして、現在におきましては、麦価に對する調整の比率が、当初設けましたところとは相当変化をいたしております。これを適用するのは妥當でない実情にございます。しかも一方におきましては、すでに申し上げましたごとく、先ごろ内閣に設けられました農産物価格政策協議会において表明せられた意見によりまして、いろいろの行政目的によつて政府が価格を決定する農作物の場合においても、各種農作物とのバランスを考慮すべきであるという意見が出ておるのでございます。またその際、従来タバコの価格決定の場合に、麦のみに片寄つて価格のバランスを調整するというやり方は必ずしも當を得ていないという意見も述べられておるのであります。できる限り早い機会に、この協議会の意向を尊重して、タバコの価格を決定する方式をとりたいて考えておつたのであります。このような事情から、本年初めて広く各種農産物の価格の調整を考へてみたのであります。その作物の種類をいたしましては、米、麦のほかに、藪並びにカンショの四種類をとつたのでございます。これは、米麦は申すまでもなく農産物の主要なものであり、藪並びにカンショは、従来タバコの対抗作物として価格決定の場合に参照いたして参りました作物でありますので、これら四作物を価格の均衡をとる対象といたしたのであります。その結果、本年とりました調整係数は、〇・三七%を単純なる比較パリティにおよぶ価格のほかに積み重ねまして、今年の価格を決定いたしましたのであります。その結果、従来と比べて参りました算定方式によりますものよりも、若干価格が下

回っておりますけれども、われわれといたしましては、長い目で見て、最も価格の安定した算定方式をとるという意図より、今回採用いたしました方式に切りかえたのであります。

○神田(大)小委員 今説明員が、もつともらしい御説明をしたようでございますが、なるほどそういうことを言いますと、農家の人は、下つてもしょうがないということになるかもしれないが、私はそれは納得しません。というのは、あなたの方はそういう理屈があるでしょう。理屈はあるけれども、さきに舟山副総裁にも話したように、ほんとうに農業パリティというものを基準にするならば、これに一番基礎となるのは、今米の価格を決定するときにもやっているいわゆる資材の上昇率を加算する、これが一つ、それでなければ、安全な農業パリティによるところの価格の決定ならぬ、それからいま一つは、都市と農村との生活の上昇率を加算する、これが二つ、それと、いま一つはバック・ペイを考へること、この三つをやらなければ、農業パリティによる価格の適正なる算定とはいえない。そうやれば、必ず種々の価格は今より上つてくるということはおわかつています。そういうふうな筋の通つた算定方式をとらないで、カンショや藪のような斜陽農産物の価格を参考に、種々の価格を下げておる、これは事実である。これはちゃんと数字に出ているのだから、どんなにあなたが理屈をつけて正しいものであるといつたって、これは納得できない。そういうふうな、ほんとうに農家の耕作のために適正なる価格をやるといふなら、もっと筋の通つた算定方式をやつたらいいだろうとわれ

われは思うが、その点はどうなんですか。

○西山説明員 たいま神田先生のおっしゃいますことは、まことにごもつとも存ずるのではありませんが、われわれの考えとしては、ただいま申し上げたように、各種農産物の価格の間のバランスを考慮することによって、御指摘のごとき都市と農村の消費水準のギャップ、あるいは生産財の増産、それらの面も含めて適正なる価格が定められるという考えを持っております。

○神田(大)小委員 西山部長さん、それを加算しないのじゃないですか。加算してあります。

○西山説明員 その意味を持ちまして、ただいま申し上げましたごとく、いわゆる均衡係数と仮称いたしております米麦並びにカンショの価格との調整を加算いたしております。

○神田(大)小委員 それは、麦の価格の場合は、多少そういう含みもあるかもしれませんが、カンショの価格を加えたことによつて、それはマイナスになつておるのです。それは、決して都市と農村の消費水準のギャップを埋めるための係数じゃないのです。ほんとに筋の通つたことをやるならば、農業パリティに對しまして、投資資材の上昇率と都市と農村との消費水準のギャップの係数を加えて、そして今度はカンショとか、あるいは麦とかあるいは、カンショとかの係数を考えるというなら、そこで話はわかるけれども、そういうことをやらないで、カンショや繭の比較的安い農産物の係数を入れることは、當を得ないと思はるうのですが、それはどうなんですか。

○西山説明員 仰せのごとき、繭並びにカンショにつきましては、いわば斜陽作物と称せられる傾向を帯びておるものであります。タバコの一級対抗作物といつたしましては、従来最もその比重の重いものであり、でき得べくんばもつと作物の種類を増加いたしまして、蔬菜等にまでこれを及ぼすのが適当かとも思ふのでありますが、なるべく価格の安定をいたしたものと、ことにカンショ並びに繭につきましては、安定価格が設けられておりますので、一応これらの作物を対象とすることに――今日農家所得の六五％まではこれらの作物によつて上げられておるものでありますので、これらの作物を対象といたすことは、必ずしも不適当とは思ひます。

○神田(大)小委員 どうも専売公社の方々は、今まで温室の中に育つておつたもので、自分の言うことはあくまでも正しいものとして、いつも押し通すようですが、現実には収納価格が数学的に下つてきておる、その下つてきておる現実をどうお考えになつておるか。人間の生活というものは、年々上昇しておるのですから、この上昇に沿うように、少しずつでも耕作者の収入が増すように考えるならばいいけれども、収納価格が下るような要素を含まして、しかもこれが正しいものであるというように強弁しておるのには、私はどうも納得がいけないのです。ほんとに耕作者のためを考えるならば、少しずつでも上るような資料をもつてやるべきだと思ふ。ところがそういう資料はそつちのけにして、下るような資料だけを加えて、そしてこれは安定したものであると言つたところ

で、われわれは納得しません。そういう点について、幾らあなたと議論してもしょうのないことでございますけれども、この点は、あと森山さんが待機しておるようでございまして、法案の方をやらぬと失礼になるから、あまり長くやつておれませんが、この次の大蔵委員会では、私はもつとよくあなたと総裁と話し合ひたい。というものは、これは今後の日本の農産物価格の大きな議題になることとございまして、日本の農業をどうすべきかということにもつながるものでございまして、タバコ耕作価格の算定方式というものを對しては、根本的に検討してもらいたい。去年はこういう算定であつた、来年はこういうようにするのだ、再来年は少し上るからこんなふうにするのだと、毎年々々算定方式を変えて、そして公社の思うままにされておつたのでは、耕作者としてもはなはだ迷惑な話です。それも、私が七月十一日並びに八月十一日の二回にわたつて、価格の問題について、こういうことがあるのだ、どういう考えで算定するのだというのを再三にわたつて質問したにもかかわらず、去年と同じような方式でやりますと言つておりながら、いざ算定するときになると、繭とカンショをばこつと入れて下げてしまつた、こういう信義に反する話はない。なぜあのとき、あなたたちはわかつていたのだから、カンショと繭を入れるのですと言わないうのです。どうですか、舟山副総裁、どうしてあのとき言わなかつたのですか。

○舟山説明員 先ほど申しましたように、他の農産物価格等をもしんじやくするといったようなことに、今度とりました方式は包含されると考えております。

○内藤小委員 長 お諮りいたします。この際議員山下春江さんより發言を求められておりますので、これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○内藤小委員 長 御異議なしと認めます。では山下さんどうぞ。

○山下春江君 今神田先生から収納価格の問題で御議論がありました。私も同感の点がいろいろあるものでございす。ところがこの配られた資料を見ますと、三十三年に繰り越される量が非常に大量のようでございす。おそらく今回非常なお苦しい御答弁をなさることも、こういう数字とのならみ合せも多少そこらにあるのではなからうかと思ひますが、私漏れ聞いたところによりますと、公社では、貿易を盛んにするために、特に葉タバコを輸入してくれ、その地域へ人を御派遣になつて、市場の調査をなさつたというのを聞いております。その結果がどういふ結果であつたか。

それからこの繰り越しの量というものを、どうしても公社としては合理的な説明をしつつ、収納価格を幾らか押えていくという材料にしなければならぬといふところが出てきたかどうか。

あるいは減反という問題が、非常にまた産地をさわめかしてありますけれども、タバコ耕作というものを今後われわれが考えるときに、ほんとうに安定作物として技術の向上をはかることに、みんな全力を傾けて、多くふやすことを考えなくても、減反ということわざわめかせないことが、その主要な

目的だつたのですが、どうもその線がそれてきそうな憂いが出てきたので、その点に對する今後の御自信のある見通しを聞かしていただきたい。

○舟山説明員 今回の今年度産の葉タバコの収納価格の決定につきましては、増産によつて繰り越しが多くなるから、これを買いたくのだという思想は全然入れてございせん。これが第一点でございます。

第二の輸出促進につきましては、何分国内の生産がふえましたので、活路をできるだけ輸出に求めたいという見地から、春ヨーロッパ及び東南アジアに人を派遣いたしまして、市況等を調査いたしました。と申しますのは、大体輸出の取扱いは、貿易商社に扱われるのでありますけれども、貿易商社は、ほかのいろいろの商品も扱つておりまして、葉タバコはその一部にすぎない。口銭等も、ほかの商品に比べてみまうと妙味がないのじゃないかと思はれます。そんなようなことで、力の入れ方も違ひますから、直接人を派しして、市況を調査した次第でございす。その結果もございまして、ヨーロッパには、今年度ヨーロッパ種が二百万キロ以上輸出される見込みがつかまつた。これは、もつとも市況調査のためばかりではございせんが、アメリカにおけるヨーロッパ種の価格が高騰いたしまして、ヨーロッパとしては、安い日本のパレー種を買いたいといふことになつたためでございますけれども、そういうようなこともありますけれども、現実には人を派してみまして、得るところがあつたと思はれます。そこで、今後はヨーロッパに――買つてくれるのはヨーロッパから近東方面

になりますので、ヨーロッパに社員を駐在させまして、なお輸出先の開拓に努めさせたいと考えております。

減反の問題が第三点でございますけれども、これは資料でございいたすけれども、いかにも国内在庫量が多くなつてしまつた。そこで、この原因にはいろいろございいたすけれども、さしあつてこのまま推移いたしますと、持ち越しによります品質の低下とか、あるいは倉庫倉敷料の増高とかいう事態を生じますので、耕作者の方にはお気の毒でありますけれども、来年は一つ減反をやつていただきたいというふうに考えておる次第であります。これはまた、御質問によりましては詳細御説明いたしたいと存じます。

○山下春江君 葉タバコの輸出が、非常に口銭も少いので熱意が持てないせいか、今日まであまりPR活動も十分でなかつた。他の農作物に對しましては、国内においても非常に保護政策の面がいろいろあると思ひます。葉タバコの場合も、こういう方法で作らせましたものを、政府がまたもうけてよそへ売ろうなどという事で、このストックをためてしまふようなことでは、これは何ともしもタバコ耕作者に對しては申しわけない次第だと思ひます。一年、半年でなかなか優良産地にはなりません。優良産地になるための努力は非常に涙ぐましいものでありまして、ちょうど今乾燥の最盛期でありまして、全く政治の話聞くひまもなく、経済の中からも置いてきぼりを食つて、朝昼晩つておるといふような状況であります。それを、せつかくそこまでするのを、また少し減すぞといつて産地をさむつかしていることは、い

かにも残酷でございます。収納代金を下げるということも残酷ですが、減反、増反であつた産地をさむつかしておることは、いかにも残酷性があると思ひますので、この点は、もう少ししっかりと態度をもつてやつていただきたういふことは、困つたことだと思ひますけれども、たとへば、いつか新聞で盛んに宣傳されたアメリカの学者が何かの、タバコをのむと肺ガンになるとかいう説が出ておりました。今ごろタバコを二十年も飲んでおつた人が、やつと苦勞してタバコをやめておる実例を私は身の周辺でたくさん見るのであります。そういうことに對して、日本の専売局は、あれだけ大きな機構を持つておるのですから、アメリカで発表されても、わが方が最高の知識を集めて研究したところによると、これはこういう結果であるといふことを一ぺんぐらゐ発表するとか、何か私どももみなにタバコをのめといふようなことを宣傳することは、はなはだどうも片腹痛い話でございますが、のまなればこれがたまふと思つて、痛しかゆし

のとこに置かれておるのに、公社は知らぬ顔をして、売りさへすればいいといふかつかうであるのは、はなはだ不親切だし、そのことで、非常に青年もタバコをのむことが少くなつた、いことではありますけれども、公社はずいぶん頭痛はち巻だと思つておられますが、そういうことからいいますと、もう少し貿易といふことに對しては、通り一べんの貿易を考えないで、今日世の中の経済が非常に平らに、なめらかになつたときに、ここにまた二重価格をこしらへて、少し損してもい

いから売れなんといふことも、これはいいか悪いかわかりませんが、しかしそれだけの熱意を持つていただいて、少くとも反別には、優良産地に育て上げるといふ熱意を持つて、外国から葉タバコを輸入しなければならぬタバコがのめないのであれば、日本全体でほんとうによく作れば、うまいタバコが日本の葉でもできるのだといふところまで持つていくくらいな努力をしていただきたい。むろん収納価格を下げていただくといふことに對しては、はなはだ不本意でありますけれども、それよりも、もっとこれはもう一つの農業の柱になつておる。その柱がいつもぐらつかせられると、だれかりつぱな農業指導者が出て、タバコなんかやめてしまへ、こんな不安におのかされるようなものはやめて、果樹園でも何にでもした方がよいといふことになつたり、またあるときに、タバコがいろいろから果樹を引っこ抜いてタバコをやるといふようなことでは實際困るので、その点について重ねて承ることは、くどいようでありますけれども、副總裁のタバコの将来の見通しに對する御決意をもう一度聞かして下さい。

○舟山説明員 ただいまの山下議員の御意見は、大体においてきつめて御同感でありまして、特に強く異論を申し上げる点はないのでありますけれども、ただ減反問題につきましては、最近耕作方法の進歩とか、農薬の発達、災害防除の方法とかがきつめて躍進的に進歩いたしまして、数年前に予見しなかつたような成績を上げておる。また今年を含めましてこの三年間は、天候がタバコにとりまして、かつてない良

好な状態であつたのであります。私ども不明といへば不明なものでありますけれども、普通の考え方からしては、予測できないようなタバコの増産があつたわけでございいます。このまま推移いたしますと、何とも処置がないといふこととて、減反の線を打ち出したのであります。ついで先ごろまで耕作者の方々に増産をお願いするといふことをやつておりましたのに、こゝで言葉裏返しして減反をやつていただきたいといふことは、まことに情において忍びない次第でございますけれども、これらの方々につきましては、今後葉タバコの国内販売はもちろん、輸出増進等に極力努めまして、需要の喚起に努め、また葉タバコを少しでもたくさんこさえないければならぬときには、今度減反していただきた方々に優先して耕作していただくといふようなことでお報いしたい。この際としては、どうも減反といふことは、諸般の事情からやむを得ないのではないかとこのことを、ひたすら御説明申し上げておるような次第でございます。

○大平小委員 今の収納価格の問題でございますが、私はいかなる方式をとるにいたしても、やはりこれは安定性がなければならぬと思ふ。神田君の言われたこと、山下さんの言われたこと、御趣意は全然賛成です。過去三年間やつておつた方式をこゝし合理化した、たまたまその合理化した結果が、こゝしの収納価格が予想より低目にきめられたといふことで、御不満が今出ておつたやうでございますが、一体今までとつておつた方式よりも、今度採用した方式の方が合理的なんだといふことでございいますれば、今度

とつた方式は、長く収納価格決定の方式として踏襲していくつもりなんです。もしもそういたしますれば、経済情勢の推移に應じて、対米比価のウェイトをあまり高く見ておる従来の方式よりも、今の方式の方が、将来において耕作者の利益になる場合もあり得るわけでありまして、将来、この方式がどうも収納価格のものとさして使ふのには不都合だから、また変えるんだといふやうなことであつたら、これは神田委員が指摘しているやうに、大へんな問題だらうと思つたわけでござい

ますが、一体今度採用した方式の基本といふものは、長くこれを踏襲して、安定した価格政策を立てる柱にしたい。くんだといふ御決意があらになるかどうか、そのことを一つ関連して伺つておきたいのであります。

○西山説明員 ただいま大平先生のお尋ねの点でございますが、今回採用いたしました算定方式は、従来に比較いたしますれば、より安定性を帯び、合理性を帯びた一種の改善であるといふやうに考えております。従いまして、今後ともこの方式を變更する考えを持つておりません。しかしながら、パリテ方式そのものについては、ひとりタバコに限らず、他作物においても現在採用せられておるところでありますけれども、いろいろなお検討を要する点もあるものでありまして、すなわちその基準年次を二十五年、六年にとつて現在各種作物は価格決定をいたしておりますが、この基準年次をどこに置かうかといふやうな問題につきましては、今後他作物のそれとにらみ合せてあるいは考慮する時期があるかも考えます。

○山下春江君 今西山生産部長のお話を聞きますと、今後変えないというそばから、いろいろな諸情勢で変えることがあるというのですから、これは念を押しても何にもならないことになりませんが、減反もやむを得ないということ、さきほどの副総裁の御答弁では、百姓は非常に技術が向上して驚異的であつた、これはわれわれもうっかりしておつた。これは大へんな失言でありまして、農民の耕作日記を見ますと、ほんとうに、涙なくして見られないほどの努力をいたしております。従いまして、今日ではわれわれのような寒冷単作農地帯でも、いわゆる寒波に襲われないうち生産方法をすら編み出して、本年等も五月四日の朝など、非常に大きな霜害があつたにもかかわらず、桑は全面的にやられたが、タバコはやらなかつたというような生産方法にまで進歩いたして参つたのであります。そこで、そういう驚異的な生産方法の進歩を加えてくるとは思ひなかつた、これは見のがしてもよろしうございませう。従つて、たくさんできたからどうしても少し減反しなければならぬ、これもやむを得ないといひたしましても、価格だけは安定していただくかないと、生産部長は、安定するために今後変えないという気持ちのようですが、今の御説明では、諸般の情勢で変るようでございます。ですから、それは変えないといふことをびつちり言つておいていただきますれば、諸般の情勢はわれわれも納得せざるを得ないと思つております。

○西山説明員 たゞいま山下先生より重ねてのお尋ねであります、算定方式そのものについて変える意図は持つておりません。ただ基準年次をどうするということ、他の作物の価格決定の場合と軌を同じくする必要があるのではないかと申すことを申し上げたのであります。

○井手小委員 ちょっと関連して。私からも収納価格についてお尋ねいたします、が三十二年産の黄色種は幾らになつておりますか。優等から四等ぐらゐまででけっこうですか、お教えを願ひたい。

○西山説明員 先ごろ決定の本年産価格につきましては概略申し上げますと、昨年に比較いたしまして、在来種におきましては、一キロ当り三円七十一銭引き上げになつておる。一・六二に相当いたしております。また黄色種につきましては、昨年に比べまして二円九十六銭の引き上げであり、〇・九六に相当いたしております。さらにパーレー種につきましては、三円四十九銭の引き上げでありまして、二・一三に相当いたしております。

○井手小委員 私がお尋ねしておるのは、黄色種の優等から四等まで、等級別の数字を願ひたいと思ひます。

○西山説明員 黄色種について申し上げますが、優等は五百五十円、一等四百七十円、二等四百十円、三等三百五十円、四等三百円、五等二百四十円であります。

○井手小委員 一番多い黄色種については、これはどんな平均で出たのか、これは〇・九六の引き上げだとおっしゃいましたが、一番多い上げ数量の多い優等から三等までは、昨年同様の価格である。ところが、昨年は一昨年に比べて、買い上げ数量の一番多い品種の等級が十円ずつ引き下げ

になつております。ことしもまた若干引き上げたとおっしゃいますけれども、一番多い上げ数量の多い品種と等級については、昨年同様である、こういう結論になる、これは御承認になりますか、そのとおりでしょうか。そういう結論になりますと、先刻各委員が御指摘になつておられますように、値段は下つておる、あるいは据え置きになつておる。ほかの物価は上つておる。副総裁や生産部長は、盛んに合理化であるとか、調整であるとか、勘案であるとかおっしゃいましたけれども、この数字を見ますと、ほかの物価は上つておるにもかかわらず、あなたの方は、昨年来引き下げになつておる。こういう結論になつて参るのであります。勝手に専買公社の方式をとられることは、あなたの方では合理化とお考えになるかもしれませんが、世間では合理化とは考えません。あなたの方では、今タバコの耕作農民の一時間当りの労働をどのくらいの計算になさつておるか知りませんが、私どもの計算では、一時間四円三十銭にしか当らぬのであります。そういうことは、あなたの方では見ておらぬのであります。どれだけタバコの耕作に莫大な労力がかかるかお考えになつておるかどうか。あなたの方は、勘案であるとか、合理化であるとかおっしゃいますけれども、この価格というものは、米とかその他のものが上つておるにもかかわらず、昨年来下つておる。私は、ここにあなたの方の葉タバコ収納価格審議会の答申書を持っておりますが、その答申書によりまして、本年は昨年に比し、パレティ指数が四・六％上昇しておる。従つて過去三カ年採用されてきた価格

算定方式から、今年は四・六％の価格引き上げが当然行われるものと期待していたにもかかわらず、こういうふう書いてある。米の値段も上つており、ほかの物価も上つておる。あなたもいつも強調される尿素化成は、従来のままで下つておる。ほかの生産資材が上つておるときに、昨年下げたままの価格をどうして据え置かれるのか。なるほどあまり数量の多くないものについては、引き上げが行われておるかもしれませんが、一番多い上げ数量の多い品種と等級については、昨年同様である。諮問機関としての収納価格審議会の答申を無視して安くきめられたこと、これについては、何回も副総裁や生産部長から御答弁にはなりましたが、どなたも納得はできぬと思ふ。もつとすっきりと納得できるものをお示しを願ひたい。安い品物、先刻来指摘されております蒔とか、あるいはカンショとか、そういった安いものに基準を置きかえられる、そういうことでは納得できませんから、耕作者も一般国民も納得できる答弁を願ひたいと思ひます。あなたの方が自分だけで安心なさつて、満足なさつておるものではないけません。そういうものは納得できません。

○西山説明員 価格決定につきまして、先ほど申し上げました方式によつておるのであります。その種類別の等級の引き上げにつきましては、そのときどきの原料需給の関係を考慮する必要があります。あるいはまた今後できる限り減反を阻止し、輸出を増進するためには、価格面においても相当の考慮を必要とするのであります。しかるに黄色種につきましては、戦後から最近

に至りますまで、もつぱらその増産を必要といたしましたので、政策上他種類に比較いたしましたので、特に優遇して参つたのであります。今日の段階におきましては、すでにその限界に達しております。しかも、今後輸出を考えます場合には、優等以下三等あたりまでの種類につきましては最も割高でありますので、ほとんど従来もその実績がございせん。しかもその等級別の生産割合は、地域によつて相当の違いがございせん。瀬戸内周辺のときは、最も品質の優秀な産地でありまして、等級が多いのであります。全般的に見ますれば、今回値上げをいたしました中位の等級あたりが、各種類を通じて最も生産が多いし、またこのあたりを引き上げることによつて、全般の耕作者のために有利になると考えまして、かような決定をいたしました次第であります。

○井手小委員 どなたからいろいろ御質問なさつても、公社の答弁は大体同じでございます。私は、ますますこの価格決定には、耕作者の意見を代表する機関を設けなければならぬという確信を深めて参りました。昨年から値段が下つておる。こういう大事な収納価格の決定を、答申を無視して公社だけでやるようなやり方は、私は認めにくいのではあります。農民の犠牲によつて輸出を増進するようなお話を、ただいまございました。先刻申し上げましたように、一時間あたりわずかに四円何十銭にしか当らないような、こういうタバコ耕作の実情――私はこれ以上価格の問題についてきょうは申し上げませんけれども、今までの質疑を通じて、価格の決定は、公社だけではまか

せられないということだけを申し上げて、関連質問を終わります。

○神田(大)小委員 今、井手委員から、この審議会の答申を無視してあるんじゃないかという質問がありましたが、私もこの点は、この前の委員会において、たばこ専売法の一部改正案を出して、その骨子は、価格というものを専売公社の一方的な考えで定めるんじゃないか、耕作権というものを、これも公社の一方的な考えで、一年限りに作らせるとか作らせないとか、勝手にきめられたんでは困る。あるいは鑑定の問題もそうです。そういうような専売法の一部改正案を出したところ、これは不幸にして流れたのでありますけれども、こういう問題が上ってきたのであるから、今回のこの価格審議会の答申を十分尊重してきめることが世論に即応するものであるから、価格審議会の答申を尊重する意思があるかどうかということ念を押した。これは松隈総裁であったか、舟山副総裁であったか知りませんが、この前の委員会では、十分尊重してやりますと答弁しておりましたが、あなたは尊重しておるか、ここで一つ御答弁願いたいと思います。

○舟山説明員 価格審議は、総裁の諮問機関として、耕作者の意向を十分に拝聴する機会を作る機関でございますから、その御答申は、十分尊重して今度の決定をいたしましたものでございます。

○神田(大)小委員 それでは、答申案を私読み上げますから、このことを尊重したか、一つ指摘してもらいたい。「一、算定方式は、本審議会の主張である生産費方式採用を原則とするこ

と。一、本年産価格に対するパリティ方式の適用は、前年通りの算式により指数の上昇率を考慮すること。一、共葉巻による労力増投は、今後継続されるものであるから、これによる生産費増加部分を特に価格の中に織りこむこと。一、種類間の価格均衡を考慮すると共に、原料事情の積極的な打開を図ること。一、納付運搬費の実態に検討を加え、実状に即した引上げを行うこと。一、年を越して収納するものに対しては、越年加算金を支給すること。」これは一応列記されたものでございまして、これのどこを尊重しましたか。

○舟山説明員 公社が当初審議会に提示いたしました価格引き上げ案は、結論として出しましたものとは違ひまして、値上げの度合いも少いものであります。ところが、審議会においていろいろ御注文もありました。その結果が答申案になって出ておりますが、その字句通りこれを採用いたしますことは、公社といたしてはいたしかねるものでございまして、その精神も若干入れまして、特に共葉巻を去年から実施いたしました、去年限り奨励金を出す、これを本年は価格体系に織り込むという御答申であります。そういう点も勘案いたしまして、公社当初の価格引き上げ案よりも、その価格引き上げの範囲を広めまして決定した次第でございます。私もといたしましては、審議会の気持は十分と申しますと、審議会の方からは御異論があるかもしれないけれども、審議会の御気持は尊重しておるつもりでございます。

○神田(大)小委員 これは、お互いに

日本のたこば産業をどうするかというような観点に立つてやるのですから、何も公社側を、いろいろの公社の都合による問題等につきまして故意に追及するわけではないんです。しかし今問題になっておる価格の問題、耕作権の問題とか減産の問題、こういうような基本的な問題については、もっと耕作者代表とひびきを交えて、耕作者の意見を尊重するようにしなければ、これは専売公社の一方的なやり方でもって貫かれたという印象を強く持つというところ、専売公社に対する不信の念というものが高まってくる。そういう観点に立つて、さつくばらんに一つ

の答が当然であるのに、尊重していません、そういう答弁では、われわれは納得しません。そういう答弁を聞いて、そうですとか引き下げるわけにはいきません。その点どうなんですか、正直に言って下さい。

○舟山説明員 審議会を設けております以上、その御意見は十分尊重してやっておりますのであります。

○神田(大)小委員 そういう答弁があまりですか。尊重してあるなんて、どこにもないじゃないですか。価格算定方式は変えて安くなる、それから種類間の価格の均衡も考慮しない、納付運搬費の問題も考えていない、尊重してないのですよ。どこを尊重しているのです。実質的に尊重したいという気持はあるのだが、残念ながら、公社のいろいろの都合によって尊重することができなかった、こういう答弁なら、われわれもまあその答弁は答弁として承わっておくけれども、実際尊重してないものを尊重していましてと言われ、ああそうですかというわけにはいきませんよ。それははっきり正直に言って下さいよ。困りますから。委員会の権威においても困りますよ。

○舟山説明員 たとえば納付運搬費の問題とか、越年加算の問題とかにつきましても、審議会としては、そういうような御要望を出しておられるのであります。それにつきましても、公社といたしましては、これを採択するとい

った御返事はしておらぬのでありますけれども、そういうお出しになりました御要望につきましては、公社の考え方、それから今すぐにはできない場合には、できないという理由等を十分御説明しておるわけでありまして、審議

会としては、これは納得したとおっしゃれないと思っておりますけれども、そういうふうには、私も十分尊重して考えておることは考えております。将来におきまして、できることは実行に移していきたいと考えておる次第でございます。

○神田(大)小委員 あなたの答弁は、われわれは根本的に了承しません。特に算定方式を突然変えて、価格を安くするということをやつて、それでいて審議会の答申を尊重してあるような不誠意はないと思うのです。だから、あなたたちの立場で変えなくてはならぬことがあったので、残念ながら答申は尊重できなかったという答弁ならいざ知らず、こういう算定方式を変えちゃ困るといふ答申に対して、算定方式を変えて、そうして尊重しておる、そういう話はありませんよ。これは、私は本委員会において詳しくこれを討議することにしますから、一つこの審議会の速記録並びに公社の最初の諮問、答申後における公社の最初の価格、一切の審議会関係の書類を資料として御提出願いたい。それによって再び検討を加えて御質問申し上げたいと思ひます。

○内藤小委員 長 それでは、午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後二時五十分開議

○内藤小委員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

たばこ耕作組合法案を議題とし、質疑を続行いたします。井手以誠君。

○井手小委員 質問の前に、総裁の方から何か発言があるのではございませぬか。

○松隈説明員 特別にはございませぬ。

○井手小委員 特別にはないそうでありますが、それでは、私の方から議事進行についてお尋ねをいたします。

きょう私どもの小委員会は、午後一時半に再開することになっておったのでありまして、委員の集会も少しおくれましたが、二時には開会される態勢になっておったのであります。ところが、要望いたしておりました総裁の出席がございませぬために、私どもはただいままで一時間ばかりお待ち申し上げておったのであります。実は、一時間近く審議がおくれたのであります。多分私どもが総裁をお待ち上げたこの時間に對して総裁から何らかの御発言がありはせぬかと、実は期待をいたしておりました。何の御発言もないようです。そこで私は、この際総裁に所信を承わっていただきたいと思つてあります。

先般の大蔵委員会に総裁は出席されて、簡単なごあいさつがあつたことは承わつておるのであります。しかし、御承知のようにたばこ専売問題については、議員提案を継続審議に付されました。私どもは、お互い非常に忙しい中ではありますけれども、継続審議に付された本法案について、昨日から暑い中を午前、午後引き続いて審議をいたしております。この重要な法律案、特に専売公社にとりましては、非常に関係の深い法律案と私は心得ておるのであります。そういう重要な法律案の審議に當つては、総裁は進んで

本委員会に出席して質問にお答えになる、そういう態勢が、心がまえが、私は望ましいことだと存じておるのであります。専売事業については、從來あまり国会で審議される機会がなかつた、私どもいろいろと質問申し上げたこともあつたのでありますけれども、機会が少なかつたために、いろいろな意見なり希望を申し上げることができなかったものであります。総裁は、最近御就任になっておりますから、詳しいことは御存じない、私はその点は了解いたしております。おいでになつたからといって、一々詳細な問題を承わろうとも考えておりません。しかし、最近――最近ではございませぬ、今まで専売公社に對する国民の声、たばこ耕作者の不滿、たばこ小売商の不平、こういったものは、ものすごいものがあるものであります。私は、何回も申し上げた言葉でございませぬから、繰り返したくはございませぬけれども、各地に参りますと、秋口の台風よりも専売風の方がこわいという言葉を、私もよく耳にいたすのであります。また本法案の審議に當つても、まず今なされなければならないことは、たばこ耕作組合の法人化よりも、まず専売公社の民主化であるという強い意見を私は超黨派的に、自民黨の幹部の方からも、社会黨の役員の方からも、多くのたばこ耕作者からも承わつておるのであります。午前中にも申し上げましたが、あなたの方のたばこ小売について、ずいぶん最近無理なことをなさつておる。零細な小売人に對して、一カ月半ぐらいの余裕あるたばこの押しつけをなさつておる。仕方がないので、たばこ屋の娘さ

んとか、奥さん方が街頭で売られておる。あるいは戸別に訪問されて販売をされておる。零細なる小売商が、十何万円ものたばこを置いて売らねばならぬという、こういう悲惨な状態を、私は直接に小売商人から泣いて訴えられておるのであります。また耕作者の面から申しますならば、非常にやかましい規格、取締りの上に耕作が続けられおる。ちよつとでも文句を言うならば、もうお前はやめていいじゃないか、来年から耕作せぬでもいい、そういう専売公社の威圧的な態度でありますので、何とも訴えようがないのであります。タバコ耕作者は訴えるところがない、こういう耕作者の状態。こういう点については、総裁はやはり耕作者の声を、地方においてになるおいてまがなければ、国会を通じてお聞きになることが、総裁の心がまえではないかと私は考えております。今日も非常におくられて参られた。あるいは副総裁を出しておる、生産部長を出しておるから差しつかえないじゃないかというお考えがあるかもしれませんが、私どもは耕作者の気持、あるいは小売商人の気持を代表して申し上げておるつもりであります。何もあなたの方にいろいろとお説教がましいことを申し上げようとは考えておりません。地方の声をそのまゝここで申し上げたい。そういう方面の声を、進んで出席してお聞きになることが、総裁の務めではないかと考えております。だから、何かあなたのお話最初にありはせぬかと実は期待をしておりましたけれども、ございませぬということでありましたので、どうも松隈総裁は、いわゆる官僚的な

態度じゃないかという印象を与えられました。が、おそらく国会の審議を御尊重なさるおつもりでございませうから、国会の審議に對する心がまえ、専売事業に對するあなたの心がまえについて、一つこの際御理解の点をお漏らし願いたいと思ひます。

○松隈説明員 本日はたばこ耕作組合法が審議になる、それについて総裁が副総裁が出るようにということでありましたし、私も前々からのお約束がありましたので、午前は副総裁に出てもらつたわけでありました。午後は、大抵用が済んだらしいという話でございまして、経済企画庁の方の会合がございしたので、それに出ておつたような次第で、かけ違ひまして出る機会が少かつたことにつきまして、おわびを申し上げます。ただいまお述べになりました、国会の審議を尊重すべきである、それから小売人、耕作者の意見を現地において、またあるいは国会を通じて聞くべきであるという御意見に對しては、ごもっともでありまして、この点、私も全く同感であります。至らぬ点があると思つれば、今後において大いに努めたいと思つております。

○有馬(輝)小委員 議事進行。今井手小委員の御要望に對する総裁としての御答弁があつたわけでありましたが、もとより慣例として、たとえば所管大臣なり総裁なりがおいでにならないで事を運ぶというふうなことも、国会開会中その他においてもあり得ることである。それをとやかく申し上げるわけじゃありません。しかし今井手小委員から申された点について、私は少くとも今回の改正案に對しましては、与野黨を問はず、明治三十七年

以来の大改正、日露戦争以来の大改正を企図いたしておるのでありますから、それには、やはりそれなりのお心がまえというものがあつてしかるべきだろう、このように考えます。

それで、これは要望をいたしておきますが、与野黨の方の森山議員からも、また内藤小委員長からもよくその点をお話しいただきまして、もちろんいろいろ御都合もありましてしょうけれども、事このたばこ耕作組合法並びにそれと相関連するところの専売法の一部改正が出されておる過程におきましては、ぜひ万障繰り合せてこの委員会においてを願う。もちろん副総裁、あるいは西山生産部長、榎園さん、みんな真摯にまじめに當を得た答弁をいたしておられますが、やはり今申しましたようなことでありますから、井手小委員の要望をしっかりと御了知いただきたい、このことを重ねてお願いいたしておきます。

○神田(大)小委員 午前中、私は収納価格の問題等につきまして、舟山副総裁並びに西山生産部長に質問をしたのでございませぬが、総裁もせっかくおいででございますから、要点だけを御質問申し上げて、総裁のそれに対する考へ方を一つお聞かせ願ひたいと思ふ。御存じの通り、過般収納価格審議会を開いて、専売公社の諮問に對しまして答申をされておるのでございませぬが、この前の八月十一日の委員会だか、七月十一日の委員会だか、おそろく両方だと思ひますけれども、総裁が出られたときも、総裁は確かに答弁されたと思ひますが、われわれは、今度のタバコのこの問題等につきまして、非常に専売公社のやり方に非民主的な

点があるので、これを改革するために専売法の一部改正法案を出しましたが、不幸にしてこれは流れたのでございます。けれども、その根本は、やはりこの価格を適正にしてみたいというのと、耕作権を確立して、公社の一方的な裁断によって耕作者がおびえないようにしてみたいという、なにか骨子なんぞで、価格の問題等につきましても、われわれは八月末にきまるこの価格について、あらかじめ専売法の一部改正法案が流れて、このような民主的な価格の決定ができないけれども、今年度は少くともそういう専売法を改正しようという空気のうちに開かれるのであるから、總裁の諮問機関である葉タバコ収納価格審議会の意見を十分尊重すべきであるという意見を申し述べた。これに對しまして、尊重するという答弁があったのでございまして、この点について、あなたは尊重しているかどうか、御答弁願いたいと思ひます。

○松隈説明員 先般葉タバコ収納価格をきめるに当りまして、葉タバコ収納価格審議会を二日間にわたって開きまして、公社の考へているところを資料によつて詳しく説明申し上げた次第でございまして、それに対して、御答申があったことも事実であります。その御答申の趣旨も尊重いたしまして、公社原案を固執することなく、公社原案の一部変更を加えて案を確定して、告示した次第であります。

○神田(大)小委員 あなたは尊重されと言われますが、一体それではどこを尊重されたか、御指摘願ひたいと思ひます。

○松隈説明員 問題は、パリティ指数

に忠実に上げるかどうか、こういう点でありましたけれども、公社といたしましては、この前委員会でも方針を説明申し上げたと思ひますが、パリティ指数の収納価格というものは、パリティ指数を根幹とするけれども、他の農産物その他諸般の情勢を考慮に入れて決定したい、こういうことを申し上げました。その点、答申との間に多少の食い違いが生じておつたのでありますけれども、公社の方針は、国会においても申し上げたような方針でありましたので、公社の算定方式に従つたわけでありまして、ただ問題になりました他の一点といたしましては、在來種パレーの共葉巻の奨励金キロ当り一円というものがつてありましたが、これは昨年のお約束で、一度限り、こういうことでありましたので、これを廃止することは当然だと考へたわけでありまして、しかしその点が廃止になると、パレー、それから黄色種につきましては、やはり何と云つても、一方において価格の引き上げをある程度行なつておられますけれども、それを相殺して不利な点がある、こういうことも認められましたので、共葉巻奨励金を施行してもらいたいという答申の趣旨をいれまして、一年でやめるといふ約束であるからやめるけれども、その趣旨を織り込んで、原案を特にパレーと黄色種について変更を加えるというわけでありまして、大体において、公社は答申の線に極力沿うべく努めたというところは、御了承を願ひたいと思ひます。

○神田(大)小委員 今度の価格の決定の根幹は、やはり私がこの前に質問した通り、農業パリティを基本としてや

るといふことで、昨年度と變りがないやり方でやつておる、こう思つております。ところが今回は、蘭とカンショというような、農作物でいいますれば斜陽農作物、だんだんと値段が下つて、生産が落ちてきておるような、こういう農産物の価格を入れて、そうしてことさらに収納価格を低くした、これがやはり今回の価格の決定の基本です。これは去年もやつていたのですから、このキロ当り一円を継続するといふことは、ほんのささいなことでありまして、この基本的な価格の点において、去年よりもほんとはパリティ指数において——私は先ほど申し上げましたが、農業パリティ指数に對しまして、都会と農村との生活のギャップの計数、それから資材の投資の増高の計数、こういうものをに入れて、なおかつこれにバック・ベイスを添へることが、これが農業パリティの基本的な計算方法でありまして、こういうようにいたしますと、たゞい農業パリティを基本にいたしまして、収納価格というものは上つていかなければならないのに、それをやらないで、かえつて下る計数の原因を持つておる、かえつて下るようなことは、基本的に収納価格を下げようとする、そういう意図のもとに行われておつたと思ひます。この答申案によりまして、あくまでもわれわれは生産費補償方式を採用して、おらいたといふようなことを言つておる。それが基本原則でありますけれども、しかしどうしてもそれができない場合は「本年産価格に對するパリティ方式の適用は、前年通りの算式により

指数の上昇率を考慮すること。」こうあるのです。これが答申の骨子です。答申の前書きにも、昨年通りにいたしますれば四・六%上つたにもかかわらず、今度はカンショや蘭といふような低い農産物の計数を入れたために、わずかに〇・九%しか上つておらない、まことに遺憾である、この文書は書いてある。この基本的問題を考慮しないでいたのでは、私は答申案を尊重したと言えないと思ひます。答申案を尊重したと言ふのですか、お尋ね申し上げます。

○松隈説明員 公社といたしましては、一昨年暮れに答申があったと思うのですが、農産物価格對策協議会、この趣旨も取り入れまして、できるだけ葉タバコの収納価格というものは、他の農産物との価格の均衡をはかりつづきめるのが合理的である、かように考へたわけでありまして、そうした場合には、やはり葉タバコの最も代替性のある蘭とか、あるいはカンショといふようなものを取り入れることの方がより合理的であると、かように考へましたので、そういう合理性をできるだけ早く持たせたい、こういう趣旨から、パリティ指数に蘭とカンショの比率を加味して上昇率を決定するということにはいたしました。その点は、葉タバコ収納価格審議会の方々に十分御説明し、了解納得を得たいといふことで努力いたしましたのであります。ただいまおっしゃつたような蘭、あるいはカンショを入れるということ、は、作爲的であるといふような御答申をいただきました。遺憾ながらそこに意見の食い違いがあったのは事実であ

ります。しかし私どももいたしましては、やはり公社の企業性という立場から、できるだけ合理的な線において収納価格の決定を行うべきであるという考へを持っておりましたから、その考へに従つた、こういうわけでありまして、従つて、答申を尊重しているか尊重してないかといわれませんが、私どもとしては、価格体制を合理化するという大きな目的で進んでいっているものであるから、これは納得できるものであり、かように信じておるのであります。

○神田(大)小委員 今の問題は、専売公社側から公社の都合のいい合理化の方式——生産者側からいいますれば、物価といふものは相当上つてゐる。何でも買つて物が上つてゐる。しかも、パリティも従つて上昇しているにもかかわらず、その公平なパリティの上昇率を鈍らせるような、そういう計数を入れていく、それはどうも納得いかぬ。それならば、酪農をやつてゐる乳牛の問題、あるいは果樹園芸の問題、蔬菜の問題とか、そういうものをやはり基本に入れてもらわなければ、これは農産物全体の均衡はとれないと思ひます。しかもカンショと蘭といふものは、先ほども申し上げております通り、これはいろいろの点においても、だんだんと日本の農業においては下り坂になつてゐる農作物でありますから、わざわざそういう下り坂になつてゐる農作物の低い価格を取り入れて、そして答申案を尊重しておられますといふところ、これは納得できないと思ひます。尊重する尊重しないといふのは、解釈の相違だと申しますけれども、答申案には、明らかに文字でもつ

た通り、農業パリティを基本としてや

い葉タバコの種子に関する専売法十
条二項の種子の交付に関するようなこ
とは、対象になる、こういう解釈の上
に立つておるわけであります。

そこで神田委員からお話がありまし
たように、収納価格の問題について
は、それでは一体どうするのか、ある
いはまた、いわゆる減反の趨勢につ
いてわれわれはどう考えておるのか、こ
うおとしやるのだろうと思ひます。私
どもといましては、政府与党一体
の立場において、従来の経過から申し

上げるいたしますれば、さきの国会に提案されましたば専売法の改正案の中に、価格については収納価格審議会という制度を設ける、この組織、構成等については、従来行われておった耕作者代表のみの葉たばこ収納価格審議会とは組織運営において大いに異

期待をいたしておるわけであります。減反問題については、耕作の基準として、従来なかつたことであります。前年耕作の経験というものを一項目挿入をいたしまして、これに基くところ

の下部規定によって、まじめな耕作者が公社の一方的意思によって、従来のたばこ耕作をやることができなくなるようなことがないようにしよう、そう

いうような基本的な考えであったわけであります。これは、神田委員も御承知の通りであります。しかし、その後党内においてこの政府案に対していろいろ検討いたしました結果、恊格については、収納恊格の審議会という考え

方でありましたが、さらにこれを拡充
をして、価格だけではなく、反別等
についても、これとまっ正面に取り
組むというような意味において、収
納価格

審議会というよりは葉たばこ審議会というふうな考え方にさらに範圍を広げていかなければいかぬじゃないかというところで、現に修正案が用意されたことも御承知の通りであろうと考えております。私どもは、その意味において、減反ということについても、耕作者の立場に對してできるだけの配慮をしなければならぬということを考えておりますし、収納価格の点についても、従来のやり方が最善とは申し上げない。新しいやり方があれば、もっとりっぱに耕作者の意思が反映し得るような仕組みを考えなければならぬじゃないかと考えておるわけでありまして、ただ、神田委員の御質問に關連して申し上げますならば、第八條第一項第十一号の「組合員又は会員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」ということについて神田委員が質問された要旨は、社会党案のように、組合と公社とがいわゆる団体交渉をして、その団体交渉ができなければ調停委員会にかけてそれができなければ、最後に大蔵大臣が定めるというような、いわば労働組合が現在やっているようなやり方をここに持つてこようという考えがあるのじゃないかと思うわけでありまして、そういう考えに對しては、私どもは賛成できない。なぜ賛成できないかと申しますと、そういうような労働組合的なやり方で事を処理するということについては、しかもその含みに一種の、言葉はちよつと悪いのでございますが、左翼的な、労働提携というふうな考え方も含めて言っておられるようにございまして、私どもは、そういうやり方でなくして事を処理して参りたいという考えでございまして、

もしそういうやり方で事を処理するといひしとしても、少くともそういうことをするならば、現在農産物価の大宗をなしている米価について、果してそういうやり方がされておるかどうか、米価にすらできないことをタバコに持つてくるということについては、いろいろ問題がある。農産物の価格、特に国がその決定に關係した農産物の価格のきめ方全般について、根本的に考え直して、そういうやり方でもするというならば、また考えてもいい。しかし、そういう場合にも、こういう労働組合的なやり方が果していかか、労働提携的な意図が隠されておるといふふうに言われるが、そういう点はいかがか、そんな点を私どもは検討して参らなければならぬと考えておるわけでございます。神田委員は、そういうやり方をすれば、この規定が初めて生きてくるが、そういうやり方をしななければ、この規定が一体生きるかとおっしゃるかも知れない。しかし生きるということは、先ほど八條一項第十一号についての解釈を統一して申し上げました。そういうことで御了承を願ひたいと思ひます。

○神田(大)小委員 だいぶらんちくのある御答弁をされました。ついでに社会党案に対する御批判等もいただいたわけでありまして、私が森山議員にお尋ねしたいのは、いわゆる農産物価格というものは、あなたも農村から出ておられるのでおわかりでしょうけれども、すべて米価にいたしまして、あるいはカンショにいたしまして、いろいろの農産物が一方的にきめられておる。特にタバコのごときは、いわゆる総裁の諮問機関であるところの、

たばこ収納価格審議会というものがありませんけれども、これは今総裁に私が質問した通り、総裁の諮問機関であつた、今度の場合なんか、一キロ当り一円上った。これは其葉巻の費用を価格に織り込んだというところ、これは去年もやっただとすけれども、何か答申案を全然無視するわけにいかぬものだから、ずいぶん苦勞して作ったようにわれわれは考える。こういうことでお茶を濁しておりますが、基本的には、一つも尊重してない。そうすると、結局は農民の意思が全然反映されないままにおいて、価格というものが決定されておる。これは、タバコばかりではありません。もちろん米の場合も言えます。カンショの場合、繭の場合も言えます。しかしながら、特にタバコのことを申すのは、タバコというのは非常に強制的な専売品で、米の場合も作らぬも専売公社の御上意に従わなければならぬ。一枚の葉っぱでも、これを自分で吸つたり、ほか売つたりすると罰金、懲役というようになって、非常に統制品としての最たるものであります。こういう専売品こそ、農民の納得のいく価格でもって、また農民が公社と對等の立場に立つて交渉するようにな、そういう形でもって価格というものがきめられなければ、これは必ず農民の意思というものは尊重されない。さつき言つたように、尊重する尊重すると言つて一つも尊重されない。これはさつき総裁が言つた通り、口で尊重すると言つて一つも尊重しないでも、世間が通つてしまふ。そういうことをわれわれは許せない。そういう観点に立つて、農産物価格を少しずつで

も農家の意思を反映できるというようなきめ方をしてもらいたいというものが、われわれの考え方です。たださつき言つたように、われわれがいわゆる団体協約を結ぶとか、あるいは労働組合的なやり方をやるかどうか。これは有馬君が専門家だから、有馬君が今言いまし、もうから私は申し上げませんが、そういう観点に立つたとき、あなた方が八條の十一に載せた協約が何らそれに対して拘束力がないのでは、空文にひとしいじゃないか、そう言うんです。

○有馬(總)小委員 私は端的にお伺ひいたします。あすまた、昭和三十三年度の予算編成に對する基本方針もきまりかけておるときでありますから、そういう観点から総裁にお伺ひしたいと考えておりますが、今の問題に限りまして、お伺ひしたいと思ふのであります。問題は、昨日井手委員からも御質問がありまして、耕作者の場立を擁護するために、この耕作組合法に専売法の一部改正というもので、中身を盛り込む予定であるという森山議員からの御答弁がありました。問題は、その中身にどのような形が盛り込まれるかということが、神田君から質問が出た要點であらうと思ひます。それに対しては、社会党的な形でのものは考えてないが、いろいろなことで、お含みのあるような御答弁なしていただきたい。昨日の耕作組の問題については、西山さんからも御答弁がありまして、今年一年ごとの更新というふうなことを要する考え方はないというところでありますし、またそれについて森山さんからも、それを打ち消すような発言はございませんでしたので、大体今度の専売法に政府が出されるところの専売法の一部改正法案においても、そういう立場で進められるのであらうことは明瞭になりまして、問題は、今の価格の問題であります。これについて、政府提案にあつたような形での価格審議会というものをお慮しておられるのか。その後の情勢において、いまだに進んだ形で、学識経験者だけではなくして、耕作者の代表も加えるような考え方があるのかどうか、この点についてこの際お伺ひいたしておきたいと存じます。

○森山(總)小委員 神田委員の御質問にお答えいたしますが、せっかく組合法の八條一項十一号に、経済的地域改善のためにする団体協約の締結というものを認められておつても、価格を決定する際に、団体交渉でこれをやる、それができなければ調停委員会にかけるといふようなやり方でやらなければ、その実が入らないのじゃないか、こうおっしゃるわけですか。われわれは違つた方法でこれを実現していくようにしたい、こういうことを御回答申し上げたわけですか。ただ少くもこの法案に關する限り、神田委員のようなお考えに専売法が改正された際にも、この法律はそれを受け入れるだけの態勢はできている、こういうことだけは御記憶を願ひたい。ただ、これは規定はあつても、空文じゃないか、そうお考え願ひないで、昨日申し上げましたように、井手委員の言われたような、とにかく現在考えられるようないろいろな問題について、対処できるような形になつておるのだということ、社会党の諸君もわれわれの意のあるところ

を御了解願えれば幸いであると考え
るわけでございます。

それから第二番目の、あなたの方の御質問につきまして申し上げるならば、価格の決定の機構については、先ほど申し上げました通り、収納価格審議会という構想であったわけですが、その収納価格審議会は、価格を中心にして、その他の事項も付随的に審議ができるというふうなことになるわけですね。党内において最終的な結論は得てはおりませんでしたが、ともかく委員十名のうち、少くも半数程度は耕作者の代表を入れなければならぬ、そういう考えであったわけですね。これは明文上の問題ではなくして、党内において、これらの問題についてそういうことが強く議論されておったわけでありまして、ところで減反問題が出ました。タバコ耕作についての重要問題は、価格だけでは、価格以外に当面反別もある、あるいはその他の問題もあるかもしれない。そういうことになれば、同じようなウエイトを置いて、そういうことについて審議をし、耕作者の考え、しかも公正な考えというものが正しく強く反映される組織にしなければならぬというところで、収納価格審議会というふうな狭い表現ではなくて、すなわち収納価格だけを取り扱うのではなく、葉タバコ審議会というふうな大きく広げる。そして価格以外に反別その他の重要事項を審議できるという体制にする。審議会の委員については、半数近い耕作者がその中におられる。もちろん葉タバコ耕作といえども、国民経済の中の重要な一部門でございますので、タバコ耕作者だけでなく、それ以外の学識経験者の人たちの意見も十分取り入れて、そこで十分融合しそしやくされた形において審議会の意見の答申が出されていく。そういうことになりますれば、専売公社の今までの、耕作者だけがきわめて短期間に、言葉は悪いですが、いわば一種の思いつきの出された傾向もある。そういうような答申案とは違って、答申案自体もつと權威が出てくる。同時に専売公社といえども、今までのような甘い態度でもってこれに臨むことは許されません。またそういうことが許されないように私どもはしていかねばならぬ。そういうことで、現在の価格その他反別についての耕作者の立場というものを配慮するということ考案が現在までの、要するにさきの国会の終了当時までの情勢であつたわけでございます。その後あの法案が一応流れたということになりまして、修正案自体も流れたわけでありまして、その後関係者の中において、十分検討を進めておるということであるわけでありまして、従つて私どもは、反別の問題にしても、価格の問題にしても、耕作者の立場に対してできるだけ配慮をはかるというところを、たばこ専売法の上において実現して参りたい、そういうことでございます。

○有馬(輝)小委員 私お尋ねしたかったのは、葉タバコ審議会、名称は何で、もつてこようございませう、そういう形において、耕作権の問題はともかくとして、価格については耕作者の意見を入れるという形を考慮しておられるということ、前回法文として出されたものよりも前進しておりますので、その点、森山議員初め、提案者の方々の御努力に対して心から敬意を表するものであります。ただ問題は、これは後日の問題になりますけれども、米価審議会にいたしまして、これを例に引いて言及がありましたので、これを例に引いて恐縮ですが、問題は、その運営にどういたすか、米価審議会などよく御承知なんでしょうが、米価審議会の意見は、まだかつて尊重したことがないのが歴代の内閣でありまして、そこら辺は運営のいかんにあると思いますが、ともかく耕作者の代表を入れて、そしてこの問題について審議する形態というものを作り上げていく、この点については、私は大きな前進だろうと考えております。

それ、あと問題は鑑定の問題、あるいは再鑑定の問題がありますし、いろいろあります。その点については、神田委員の御質問のあとでいろいろ伺いたい、このように考えます。

○神田(大)小委員 今の森山議員の答弁のうち、非常に大事な点があるから、一つ質問したいと思つていますが、あなたは、この条文の第八条の十一は、今は空文だろうけれども、将来は何かできるというように申されたのでありますが、これは、追つて私が逐次御質問申し上げると出てくると思うのですが、このたばこ耕作組合法は一つの入れもの、なるほど、たばこ入れものを作ることもないが、しかしこの中の朱塗りの金まき絵の入れものを作つても、そこへきたないものが入つていたのではどうも格好がつかないし、もち菓子が入るのか、駄菓子が入るのか、わからないで、りっぱな入れものを作ろうとしても無理な話です。この前の通常国会のときに、われわれは入れものを作る前に、入れるものをきめなくちゃならぬというので、専売法の一部改正法案を出したので、そうしていわゆる耕作権を確立しなければならぬ、価格も農民の意思に沿つたような、意思を十分反映できるような専売法の改正をしなければならぬ、こういうふうな主張したのであります。これは、どうもあまり熱心ではなくて、入れものだけ作るのに、金まき絵の入れものを作ろうというので、だいぶ熱心なようでございますけれども、これは少し矛盾しているのではなからうかと思ふ。それで、やがていろいろと専売法の改正があれば生じるというようなこととございませうけれども、この法案を見ますと、すべて公社の監督を受け、いろいろの点において制肘を受け、現在においては、特に耕作権の問題についても、専売公社の御指示通り、価格の点につきましても、先ほど総裁が言つたように、尊重するといふようなことを口で言つていながら、実際は一つも尊重していない、しかも、尊重できなかったと正直に言つて下さればよかったのに、それも言わないで、尊重している、と強硬に突つていっているという状態で、果して耕作者の意思が反映できるような受入れ態勢がこの法案でできますか。この法案は、あらゆる面が専売公社の制肘を受けているのです。それで、りっぱな入れものであるということを自負するだけの法案ではないと思ふのでございませう。

○森山(敬司)君 この八条一項第十一号の規定が空文だというふうに私が言つたのを作る前に、入れるものをきめなくちゃならぬというので、専売法の一部改正法案を出したので、そうしていわゆる耕作権を確立しなければならぬ、価格も農民の意思に沿つたような、意思を十分反映できるような専売法の改正をしなければならぬ、こういうふうな主張したのであります。これは、どうもあまり熱心ではなくて、入れものだけ作るのに、金まき絵の入れものを作ろうというので、だいぶ熱心なようでございますけれども、これは少し矛盾しているのではなからうかと思ふ。それで、やがていろいろと専売法の改正があれば生じるというようなこととございませうけれども、この法案を見ますと、すべて公社の監督を受け、いろいろの点において制肘を受け、現在においては、特に耕作権の問題についても、専売公社の御指示通り、価格の点につきましても、先ほど総裁が言つたように、尊重するといふようなことを口で言つていながら、実際は一つも尊重していない、しかも、尊重できなかったと正直に言つて下さればよかったのに、それも言わないで、尊重している、と強硬に突つていっているという状態で、果して耕作者の意思が反映できるような受入れ態勢がこの法案でできますか。この法案は、あらゆる面が専売公社の制肘を受けているのです。それで、りっぱな入れものであるということを自負するだけの法案ではないと思ふのでございませう。

たと申しますが、決して私はそういうことは申さないのではありません。八条一項第十一号についての解釈は、先ほど申し上げました通り、たとえば組合員の葉タバコ生産に必要な肥料、農薬の購入その他のことについて、組合が代表して他と契約することを認める、こういう大きな仕事もあるわけですね。但し対公社関係においては、専売権、あるいは抽象的に申せば公権力、そういうものの発動の対象となる事項は相手にならぬ、同じ専売公社のことであっても、たばこ専売法の第十一條二項に種子の交付というのがあります。こういうものは、専売権の発動とか公権力の発動とかいうことではないから、これは公社を相手にして団体協約を締結することでももちろんできる、その他の問題になつて参りますと、これはたばこ専売法上の規定によるべきことであるということとあります。現在この小委員会において審議をしておる重点は、目下継続審議になつておるたばこ耕作組合法のことが中心であります。従つて、たばこ耕作組合法の立場で一応ものを申し上げておる。そこで、神田委員が、これは空文であるというふうなことを私が是認したようにお考えになるのは、社会党がお考えになつておられる価格決定の際の団体交渉、調停委員会等のやり方にしても、そういうやり方をかりにとるにしても、このたばこ耕作組合法で十分割つ切つていけるじゃないかということをお申し上げたにすぎないものであつて、神田委員のお考えに、社会党が具体的に提案されたやり方に、目下私どもは賛意を表しかねるという点だけは、この機会に申し上げておかなければならぬ。

それから、お前は組合法を作るのにばかり熱心で、専売法を作るのにはあまり熱心でないとおっしゃるのです。が、これも何回か繰り返したように、たばこ耕作組合法が継続審議になっておる。専売法の改正案については、参議院においてさきの国会で審議されて、政府案も社会党案ともに審議終了で流れてしまったのです。今のところないのです。だから、私どもは審議のしようがない。でございますから、たばこ専売法関係のことについて話でございますれば、現段階において私が話をし得ることは、政府与党の一員としましては、さきに、提出された政府案、その後私どもの間で策案した修正案についてお答え申し上げるほかはないのであつて、その後いろいろ研究はいたしておるのでありますが、目下の段階において、それについて話をしような状況に立ち至っていないのです。私の立場もあるわけでございますから、その辺のところは十分御了承願いたいと思つてでございます。

もう一つ申し忘れましたが大へんたばこ耕作組合法が制約が多いというお話であります。どこが制約が多いのかよくわからない。もし制約が多いといふたしますならば、たとえば第三条にある組合の地域というやうな問題が、公社が定める地域になつておるといふやうな点が、どうも一方的に公社が組合の地域を定めるのはけしからんじやないかという御意見がある。しかし、公社の定める地域というやうなことを規定いたしましたことについては、昨日申し上げました通り、最初は特に単位組合について、支所の単位を中心にして考へるのだというものであります。

支所に関するところの規定は、日本専売公社法に基く施行規則、その施行規則のさらに下部の総裁達というものできまつておるのであります。でありますから、総裁達が聚りますと、また一々総裁達の段階において支所という言葉が使われているわけであります。で、そういう、法律から言うところの下段階で定められているところの概念を法律の上に持つてきた場合に、これはちよつと格好がつかぬではないかという法制局側の立法技術の問題で、こういうやうな規定にいたしましたわけでございます。他にいい表現があれば、またいいやり方があれば、それは私も改むるにやぶさかではない。

それから監督権の問題にいたしますと、他のこの種共同組織に関する監督権と何ら差がないのです。差がないといふと、きつめて大ざつぱな言い方でありますが、具体的に話がありますならば、監督権に関する規定については、他の共同組織にはこうなつておる、専売についてはこうなつておる、ちつともおかしくないじやないかといふことを具体的に申し上げられますから、もし具体的に、そういうことで公社の監督権が強過ぎるという点等についてお気づきの点がございましたら、一々個条ごとに御説明申し上げる用意ができております。

○神田(大)小委員 ものを決定する場合に、対等の立場に立つて、だれにも制約されないという立場に立つことが一番大切だと思つておる。そういう意味合いにおきまして、私は価格を決定する場合、あるいは耕作権を決定する場合においては、組合がだれにも遠慮をすることなく、後難をおそれること

なしに話し合ひをするということが基本本だと思つておる。私はそういう基本的観点に立つて、果してこの耕作組合法が、専売公社と対等の立場に立つて現在ものが言えるか、これは具体的に問題を持ってきますとあります。たとえばきつておるやうに、地域の問題をあなたが言いましたから言いますけれども、今度専売公社の御指示によりまして、今までの旧町村単位の耕作組合を、支所あるいは出張所単位にしよう、こういうのが公社さんの意向だといふので、組合に話した。組合の人は、何も今さらおれの組合を合併しなくてもやつていけるのだから、そんなものはやる必要はないといふので、一たん総会でもつて合併するといふことに対しては否決した。ところがたまたまその専売所の方々が、どうもお前のところのタバコはことしはよくないな、専売所の話も聞かないやうだから、どうもよくできないといふやうなことで、ずつと回つて歩いたものだから、耕作者は、どうも合併しないといつて反対したのだから、そうやらないと安く買われる、しようがないから合併しようじやないかといふので、再び総会を開いて合併をした。合併したところが、今度はまた専売所のお役人さんが回つてきて、やあ、だいたいタバコがよくつたな、ことしは高く売れる。(ほんとうのやうだな)と呼ぶ者あり。これはほんとうです。そういうやうな一つの権限を持つている者を相手にしてやる場合においては、い

わゆる団体協約というやうなものが生じるか、私は決して生ぎないと思つた。それを生かすためには、やはり専売法の改正をして、もつと耕作者が対等の立場でもつて話し合へるやうに、価格の点も対等の立場において話し合ひができるやうに、そういうやうにしてからでないといふ。だから私は、あなたは組合は入れ物だと言いますけれども、入れ物の前に、鬼が入るのだから、じゃが入るのだから、それともおいしいお菓子が入るのだからかわからない、あけてみたらへびが飛び出してきつた、あるいは鬼が出てきた。そういう入れ物を作るなら、入れるものをまず吟味すべきだろ。そこが私はこの法案の基本だと思ふ。ところが入れ物だけを作つて、うまいものが入るのだ、うまいものが入るのだ。これは今までのうまいものではない。おそろしいものだ。おそろしいものが入るのだから、われわれだつて、ああそうですか、森山先生の入るやうに、そんなおいしいものが入るのですか、そうですかといつて受け入れるわけにはいかない。その前に、入れるものをまず吟味してやつていく、私はそういう基本的な考え方ですから、黙つてお聞きなさい。

それで第三条の地域の問題は、私は異論がある。さつき言つたやうに、何も専売公社が定める必要はない。その次に「同一の区域を地区とする組合は、一個とする」とありますが、団体協約の問題はあとでまたやります。この問題は、私は、同一の区域に何も一個と限る必要はないと思つてございしますが、この点を、どういふ意味だか御説明願ひます。

○森山(大)小委員 同一の地区内に同種の組合ができるということは、組合員が錯綜混在することになつて、組合の組織が非常に弱くなる。組合の負担等から見ても、決して有利ではない。これはもう今までのいろいろな例でわかるわけでありまして、公社としての立場から申しましても、これは専売作物ですから、技術指導、生産指導等が相当あるわけですから、そういうものが徹底し得る態勢といふことも、私どもはやはりある程度は配慮してやらなければならぬ。事業の指示、事務執行、そういうやうな点の便宜も考へてやらなければならぬ。そういう特殊の性格を持つていふ点も、私どもは否定できないと思つておる。そういういづれの点から見ましても、地域の重複を認めることになりまして、非効率、不経済となることは明らかでありますから、地区内は一組合であるといふ考え方、私は望ましいと思つておる。またそういうことで、今までは問題はあまり出でおらないわけでございます。そういう考えであります。

○神田(大)小委員 森山さんの御説明はわかりました。それはそういうことがいいでしよう。しかしながら、この法文に明記するといふことが民主的なやり方であるかどうか。たとえば、茨城県の実地地区は一つの組合だといふやうにきめる。一つの組合であることは望ましいことであることは、私どもはわかります。しかしながら、法文として一つだときめることは、民主的ではない。これは天下り的でもつて、何か、やはり専売公社が一つでなくては都合が悪いから一つにするとか、あるいはその組合ががまます勝手なことをやつても、ほかの組合を作るわけにいかなくても一つにする、こういうのは、私はほかの方の組合等において

も、こういう規定はあるかどうかかわからないが、まあ大がいないのではなからうかと思う。この点は、あなたの考え方は、そういう一つの組合が好ましいことはわかりますけれども、法文の中にこれを入れるということに對しましては、私は納得できないのでありますけれども、その点、いかがでありますか。

○森山欽司君 神田委員のお話の通り、そういう地域の重複がないということが望ましいと言われたわけであります。望ましいことを、もし起り得る混乱を予想いたしまして――また混乱が起きては困るわけでありますので、そういうことを民主的に国会できめたい、議会の手續を経て民主的にきめたいということでありますから、(「名答弁」と呼ぶ者あり)民主主義の精神に沿っておると考えます。

○神田(大)小委員 それは、だいた名答弁というお声がございますが、これを国会できめることが民主的だというのはすけれども、これは耕作者の自主的な組合なのです。われわれが組合を作るわけではない、耕作者が作るのです。その耕作者が作る場合に、耕作者がここの地区は一つがいいなあといえは一つになる、どうも一つではだめだ、二つにしようという場合が起るかもしれないけれども、そのとき二つできないように、みんなが一つにしようということにすることによって組合というものがよくなってくる、初めから一つにしようという規定はない、それは民主的じゃありません、いかがです。それはだいた見解が相違すると思ひます。

○森山欽司君 神田委員が申しまし

た通り、望ましいということは一応お認めになつてゐる。従つて、望ましいことを規定して、望ましからざる事態を防ぐ、それを民主的に国会の議決を得てきめるということは、どこが非民主的か理解に苦しむ、望ましくないことが内容ならわかります。

○有馬(輝)小委員 議事進行について、あす総裁に、予算との関連の中で、販売数量その他の問題について伺いたしたいと存じますので、大蔵省関係から、僕は地位は問いませんが、少くとも、三十三年度予算編成について責任を持つてお答えをいただく方に出席していただきたい、このことを要望いたします。

○内藤小委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明六日午前十時より開会することにいたします。

これにて散会いたします。
午後四時三分散会

昭和三十一年九月十三日印刷

昭和三十一年九月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局